

介護保険及び障害者支援費制度に係る事業を行なう社会福祉法人の施設を国の「産休等代替職員制度」の対象に回復するよう求める意見書

厚生労働省は、2003年4月1日の障害者支援費制度の実施に際し、実施要綱において、「産休等代替職員制度」の対象から特別養護老人ホームや障害者福祉施設等を除いている。

「産休等代替職員制度」は、児童福祉施設等の職員が、出産や傷病のため、長期休暇を取得する場合の代替職員任用に要する経費を国及び都道府県が負担する制度であり、福祉職場で働く職員が、安心して休業し、復帰し、仕事を続けていく上で極めて大きな役割を果たしてきた。

こうした制度の変更を、関係者との具体的な事前協議も一切なく、介護保険や支援費制度に移行した施設という理由で対象から外している。それはまた、一方で推進を謳っている「少子化対策」にも明らかに逆行し、矛盾する行為である。

よって、政府に対し、社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム等の介護保険関係の施設、並びに障害者支援費制度の対象である障害者施設を、あらためて国の「産休等代替職員制度」の対象とすることを、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2003年(平成15年)12月26日

高砂市議会